

酒井鈴木工業株式会社

女性の活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

性別にとらわれず、男女ともに活躍できる雇用環境の整備を行うため、以下の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 6年 6月 1日 ~ 令和 11年 5月 31日 までの 5年間

2. 内容

目標① : 3年に1度以上、女性社員に現業務のレベルアップや、キャリアアップを図ると会社が認める研修の受講を行い、そのための費用を会社が負担する

計画: ●令和 6年 6月~ 女性の活躍推進法に基づく行動計画の周知

実施: ●令和 6年 6月~ ・資格取得に関する案内や通知を、男女問わず全社員オープンに周知する。
・社員からの受講・受験希望があった場合、会社が必要と認めたものに関し費用を会社で負担し、業務日程の調整など資格取得の支援を行う。

目標② : 5年間で1名以上、技術職/技能職への女性社員の雇い入れを行う

計画: ●令和 6年 6月~ 女性の活躍推進法に基づく行動計画の周知

実施: ●令和 6年 6月~ ・就職説明会や SNS で女性技術職社員の活躍事例を紹介する。
・インターンシップや職場体験学習等での女性社員に入ってもらい、建設業における女性活躍のイメージづけを行う。
・求人応募があった場合、積極的に雇い入れを行う。